

大阪司法書士協同組合 **組合員の皆さま** へ

病気やケガで働けなくなったときの収入の減少をカバーします

団体 所得補償保険

〈所得補償保険〉

ご加入のすすめ

大阪司法書士協同組合

頼りになる組合をめざします



個人事業主は身体が資本
万一の時のために
ぜひ、この機会に
加入をご検討ください!

★本パンフレットには「所得補償保険パンフレット別冊」が付いています。お申し込みの際には必ずあわせてご確認ください。

◎ご家族の方もご加入いただけます

◎団体割引10%が適用されています



- この保険は大阪司法書士協同組合が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

保険期間：2024年8月1日午後4時から2025年8月1日午後4時までの1年間
(中途加入時の補償期間：申込締切日の翌月1日午前0時から2025年8月1日午後4時まで)

申込締切日：2024年7月3日(水)

大阪司法書士協同組合

【代理店・扱者】株式会社 島本保険事務所 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル2階 TEL:06-6252-4528 (担当：岡田)

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部公務開発室 大阪市中央区北浜4-3-1 TEL:06-6233-1536

新規ご加入、変更、脱退のご連絡は…

〈団体(契約者)/保険制度事務局〉
大阪司法書士協同組合
大阪市中央区谷町2丁目7番6号 みのるビル7F
TEL:06-6941-7129 FAX:06-6941-7123

保険に関するお問合わせ、事故の際のご連絡は…

〈代理店・扱者〉 **株式会社島本保険事務所** (担当：岡田)
大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル2階
TEL:06-6252-4528 FAX:06-6245-4648

〈引受保険会社〉 **三井住友海上火災保険株式会社**
関西企業営業第三部公務開発室
大阪市中央区北浜4-3-1
TEL:06-6233-1536

ケガや病気の治療費だけでなく、ケガや病気に伴う収入の減少などあらゆるリスクに備えたい方へオススメ

団体 所得補償保険 ってなに？

個人事業主だからこそ
こんな不安はありませんか？



医療費だけでなく
事務所の賃料や経費、
従業員の給料などの
支払いはどうしよう…

もし、ケガや病気になって
働けなくなってしまったら
日々の生活費やローン、
子供の教育費が心配だね

突然ケガや病気になって働けなくなってしまった！
でも、収入がなくなっても日々の出費は続きます……

ご存知
ですか

医療保険や傷害保険では
医療費はカバーできても、
事務所の経費や生活費までは
カバーできません。

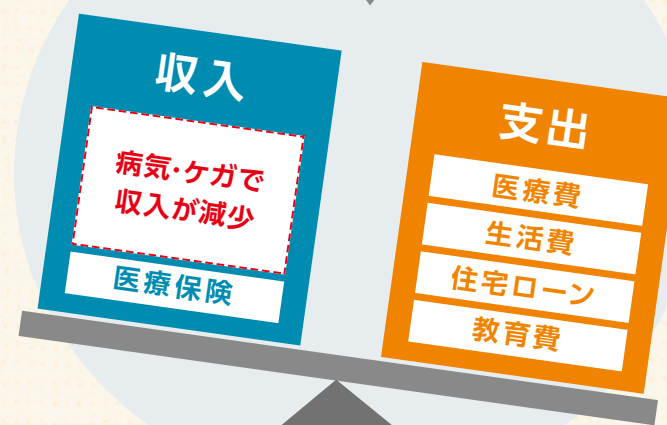


団体 所得補償保険 では 収入が減少したときの備えができます！

ケガや病気で
働けなくなったとき…



医療保険のみ加入だったら…



働けなくなり収入が減少するため
医療保険だけでは補えない場合は
収支のバランスが崩れます

所得補償保険に加入していると…



働けなくなり減少した収入を
団体所得補償保険で備える
ことができます

個人事業主だからこそ、今から備えておきませんか？

ケガや病気になって働けなくなった場合に
得られなくなる収入を補償し、あなたと大事な家族の生活を守ります！

団体割引
10%
適用



※前年度ご加入いただいた被保険者の
人数に従って割引率が適用されます。

ご家族も
ご加入
できます



2種類のセットをご用意しています！

●免責期間：4日
●てん補期間：1年間

所得補償保険
Aセット

ケガや病気により
**免責期間（4日）を超えて
就業不能であった期間に対し
所得補償保険金をお支払いします**

オススメ！

所得補償保険
C3～C13セット

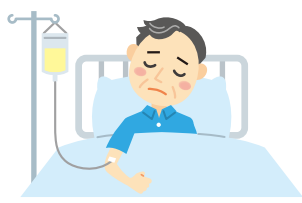
ケガや病気により入院し
**就業不能であった期間に対し
所得補償金をお支払いします
免責期間はあり
ません※**

※ただし、就業不能が入院によるものでない場合は、4日間の免責期間があります。



お支払いの対象

- 交通事故などでケガをして、働けなくなった場合。
- 病気により働けなくなった場合。

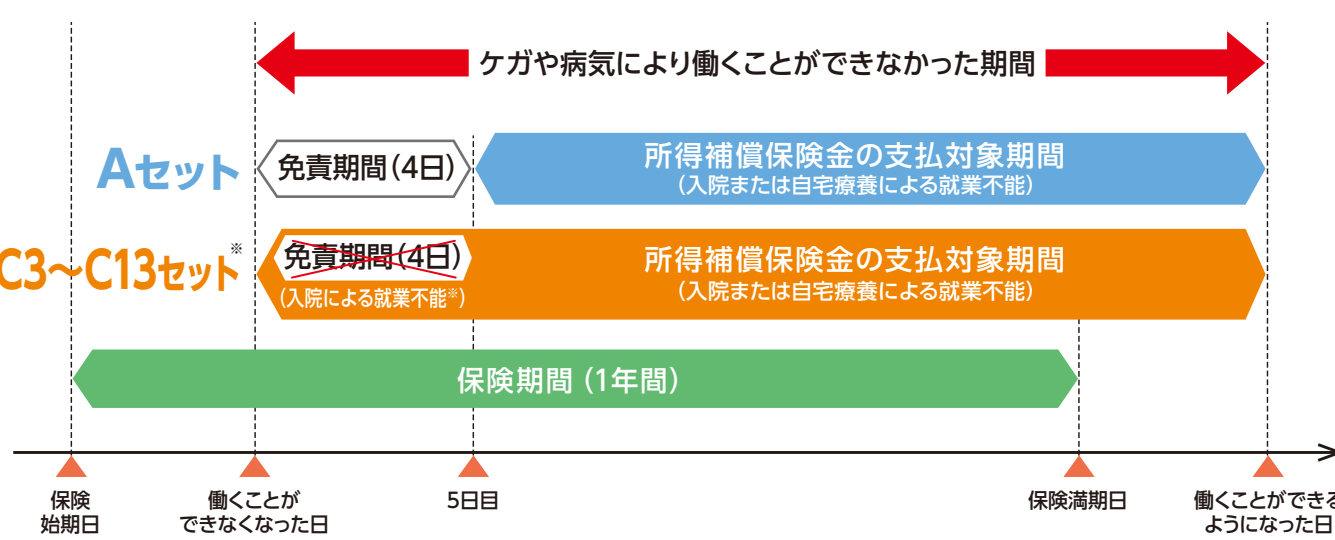


- 骨髄採取手術を目的として入院し、働けなくなった場合

※骨髄採取手術に伴う入院補償特約で保険金を支払う場合は、免責期間（4日）を適用しません。

(注) 初年度契約のご加入後1年以内（骨髄採取手術に伴う入院補償特約がセットされた最初の保険契約へのご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前）に骨髄採取手術による就業不能となった場合には、保険金のお支払対象とはなりません。

お支払い対象期間



ケガや病気により働くことができなかった期間

Aセット 免責期間（4日） 所得補償保険金の支払対象期間（入院または自宅療養による就業不能）

C3～C13セット※ 免責期間（4日） 所得補償保険金の支払対象期間（入院または自宅療養による就業不能）

保険期間（1年間）

保険始期日 働くことができなかった日 5日目 保険満期日 働くことができるようになった日

※ただし、C3～C13セットでも自宅療養等就業不能が入院によるものでない場合は、4日間の免責期間があります。（免責期間（4日）を適用し、就業不能期間の開始した5日目から所得補償保険金をお支払いします。）

保険金額と保険料（1口あたり） ※てん補期間：1年間

免責期間	4日				4日（ただし、入院の場合には免責期間（4日）中もお支払可能）			
年令	セット名	1口保険料（月額）	加入限度口数	所得補償保険金額（月額）	セット名	1口保険料（月額）	加入限度口数	所得補償保険金額（月額）
25～29才	A	830円	15	92,000円	C3	1,071円	15	105,000円
30～34才			20	75,000円	C4	1,046円	20	85,000円
35～39才			25	63,000円	C5	993円	25	68,000円
40～44才			35	51,000円	C6	983円	35	54,000円
45～49才			40	43,000円	C7	941円	40	45,000円
50～54才			50	37,000円	C8	944円	50	39,000円
55～59才			50	35,000円	C9	929円	50	37,000円
60～64才			55	34,000円	C10	924円	55	35,000円
65～69才			65	28,000円	C11	916円	65	29,000円
70～74才			110	17,000円	C12	1,054円	100	20,000円
75～80才			180	11,000円	C13	1,107円	130	14,000円
81才～			180	11,000円				

●この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※年令は、2024年8月1日時点の満年令でご加入ください。

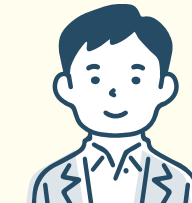
※上記は職種別1級（司法書士、事務職等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

※満15才～満24才までの保険金額・保険料につきましては、代理店・扱者までお問合わせください。

※C3～C13セットには、入院による就業不能時追加補償特約がセットされていますので、ケガまたは病気による就業不能となった場合は、免責期間中の入院による就業不能日数に対しても所得補償保険金をお支払いします。

保険金お支払い例（各セット10口ご加入の場合）

（お支払い例）



タロウさん
54才

脳梗塞で倒れて救急車で運ばれ1月3日から2か月入院し、退院後11月16日まで医師の治療を受けながら自宅療養し就業不能となったケース

■ Aセット10口の場合 約382.3万円

保険料月額8,300円 所得補償保険金額（月額）370,000円
所得補償保険金の支払対象期間：1月7日～11月16日（10か月と10日）（免責期間：1/3～1/6の4日間）
お支払いする保険金：37万円×10か月+37万×10日/30日=約382.3万円

■ C8セット10口の場合 約408.2万円

保険料月額9,440円 所得補償保険金額（月額）390,000円
所得補償保険金の支払対象期間：1月3日～11月16日（10か月と14日）
お支払いする保険金：39万円×10か月+39万×14日/30日=約408.2万円

募集対象、加入資格等

(1) お申込人となれる方

お申込人となれる方は大阪司法書士協同組合の組合員に限ります。

(2) 被保険者(補償の対象者)本人^(*)の範囲

被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲は、以下の方です。

- ①大阪司法書士協同組合の個人組合員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。) および組合員が雇用する補助者
- ②大阪司法書士協同組合の組合員である司法書士法人の代表社員、使用司法書士およびこれらの者の家族(代表社員・使用司法書士の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および代表社員・使用司法書士と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

(3) ご加入に際して

ご加入いただけるのは、上記①②に加え

- Aセットの場合は保険始期日時点(2024年8月1日)で満15才以上の方で、現在健康でお働きになっている方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- C3～C13セットの場合は保険始期日時点(2024年8月1日)で満15才以上満80才以下の方で、現在健康でお働きになっている方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

ご加入手続きの方法

添付の加入申込票に必要事項を記入・署名のうえ、大阪司法書士協同組合までご送付ください。

現在の健康状況等によっては、ご加入をお引受けできない場合がありますのでご注意ください。また、前年からご加入の皆さまで加入口数増やセット変更により、補償が前年度よりも拡大される場合は、改めて健康に関する告知が必要になります。

次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ①この保険制度に新規加入される場合
- ②既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など)
- ③既にご加入されているがご継続されない場合

【自動継続の取扱いについて】

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

【中途加入の取扱い】

保険期間中の中途加入が可能です。この場合、毎月20日を締切日として翌月1日からの加入となりますが、締切日までに加入申込票が代理店・扱者に到着することが要件となりますのでご注意ください。

保険料の払込方法

りそな決済サービスによる会員登録金融機関口座からの自動引き落とし

第1回目の引落日予定日 2024年8月22日(木)

保険料は、毎月22日(金融機関休業日のときは翌営業日)にりそな決済サービスにより、ご登録いただいている金融機関口座から自動的に引き落としさせていただきます。中途加入の場合は、申込月の翌月から金融機関口座より引き落としさせていただきます。

保険期間：2024年8月1日午後4時から2025年8月1日午後4時までの1年間
申込締切日：2024年7月3日(水)

今回の募集では、以下の特約がセットされています。本パンフレットと同時にお渡しする「所得補償保険パンフレット別冊」の該当する保険金、特約部分についてご確認ください。

条項名・特約名	保険金の種類	セット名
補償条項、基本条項	所得補償保険金	A・C3～C13
骨髄採取手術に伴う入院補償特約		
保険期間開始前の発病の取扱いの変更にに関する特約		
無事故戻しに関する規定の不適用特約		
入院による就業不能時追加補償特約		C3～C13

- 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされます。

保険金額の設定について

- 保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、**平均月間所得額の範囲内**で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 司法書士の方は、**事業所得の70%程度**を目安に口数を設定してください。なお、所得には司法書士業務以外の事業所得、例えば、土地家屋調査士業務等による所得を含みます。司法書士法人に勤務されている司法書士の方、補助者の方は**給与所得の40%程度**の金額を目安にしてください。
- 1口あたりの保険金額が、上記保険金額設定の「目安」を超える場合、またはご家族の方が加入される場合は、別途、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

平均月間所得の
範囲内で保険加入!

平均
月間所得

所得補償の
保険金額

保険の
かけ過ぎに
ご注意!

